

令和3年度当初

予算概算要求の概要 動物衛生課

令和2年9月

農林水産省

家畜衛生の推進（ソフト）

【令和3年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 3,322（3,020）百万円の内数】

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組**、畜産物の安全性向上や**野生動物の対策強化**の取組を進めます。

<事業目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 監視体制の整備【拡充】

○ 家畜疾病の検査精度を向上し、検査の信頼性を確保するため、**外部精度管理調査の受検**、検査機器の整備、校正等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病的発生予防【拡充】

○ 地域が一体となった**防鳥ネットや消毒機器の整備**などの**飼養衛生管理水準の向上**の取組を支援します。

○ 飼養衛生管理指導等計画に基づく**飼養衛生管理者のための講習会**開催の取組を支援します。

○ 勉強会の開催、ICTを活用した農場の要改善か所の確認点検等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど**自衛防疫を強化する取組**を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病的まん延防止（継続）

○ 地域で課題となっている生産性を低下させる疾病について、関係者が一体となった衛生対策の仕組みづくり等を支援します。

4. 畜産物の安全性向上（継続）

○ 生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等を支援します。

5. 野生動物の対策強化（継続）

○ **野生動物による伝染性疾病的まん延防止**のため、**捕獲・検査等の対策の強化**に必要な資材の整備等にかかる費用を支援します。

<事業の流れ>

国

都道府県

都道府県

市町村、農業者団体等

交付（10/10以内、9/10以内、1/2以内）

交付（10/10以内、1/2以内、1/3以内）

10/10以内、1/2以内、1/3以内

<事業イメージ>

監視体制の整備

外部精度管理調査
検査機器の整備、校正等

野生動物の対策強化

捕獲・検査等の対策の強化

畜産物の安全性向上

農場HACCPの普及・定着等

疾病のまん延防止

衛生対策等

飼養衛生管理水準の向上、
飼養衛生管理者向け講習会、
自衛防疫の強化等

疾病の発生予防

都道府県
市町村、農業者団体等

豚熱、鳥インフルエンザ等の
家畜の伝染性疾病的発生・まん延防止のための適切な対応を支援！





（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

家畜衛生の推進（ハード）

【令和3年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 3,322（3,020）百万円の内数】

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備**、地域における車両消毒施設の整備、**農場への野生動物の侵入防止柵の整備**を支援します。

<事業目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 病性鑑定を実施するための施設の整備【継続】

- 家畜保健衛生所等において、家畜や**野生動物の病性鑑定を適切に実施**するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。

2. 地域における車両消毒施設の整備【継続】

- 地域における疾病のまん延を防止するため、多数の畜産関係車両が出入りすると畜場、家畜市場等の出入口における車両消毒施設の整備を支援します。

3. 野生動物侵入防止柵の整備【継続】

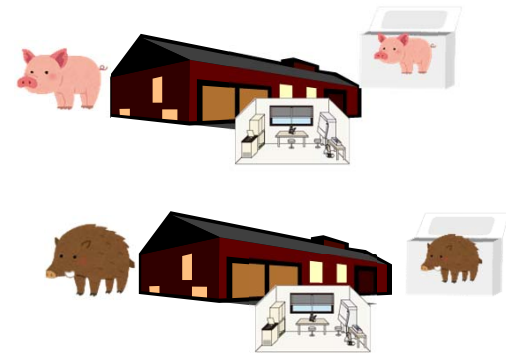
- 野生動物を介した家畜伝染病の発生を防止するため、**野生動物侵入防止柵の整備**を支援します。

<事業イメージ>

<病性鑑定を実施するための施設の整備>

家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための、

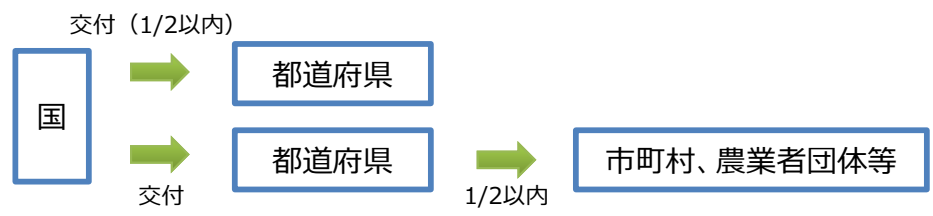
- ・遺伝子検査
 - ・解剖及び採材
 - ・病性鑑定畜の保管
- 等を実施するための施設を整備



<野生動物侵入防止柵の整備>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞

我が国の**BSE対策の有効性を監視**するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑に進めます**。
（なお、死亡牛のBSE検査については平成31年度から①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛は対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げました。）

＜事業目標＞

- 死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

＜事業の内容＞

死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成

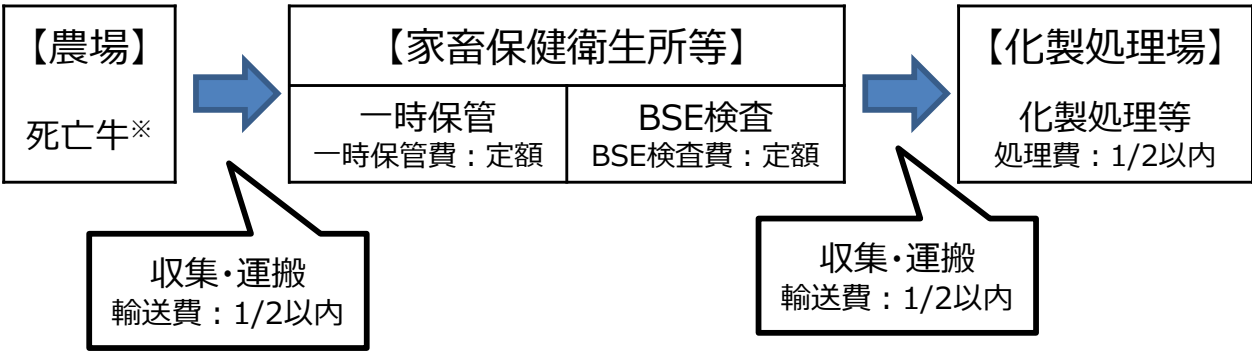
- 死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



※一般的な死亡牛の検査対象月齢：48か月齢以上→96か月齢以上

<対策のポイント>

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。また、H A C C Pの考え方を採り入れた**家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化**します。

<事業目標>

①家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進、②生産者による飼養衛生管理の向上、③農場H A C C Pを取り組む農場の拡大

<事業の内容>

1. 疾病清浄化支援対策 **【拡充】**

① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢に対し、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰を支援**するとともに、国内での豚熱（C S F）の発生に備え、緊急接種用のC S Fワクチンの備蓄等を支援します。

② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：これまで、各地域で生産性を向上させる取組として、衛生管理の点検と見直しや専門獣医師によるコンサルティング等を支援してきたが、これらは我が国で26年ぶりに発生したC S Fや近隣諸国で発生しているアフリカ豚熱（A S F）等の**越境性疾病等の発生予防対策としても有効**であるため、全国的に支援を強化します。

2. **農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策**

○ 飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等の衛生指導を受ける取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための組織的ワクチン接種を支援します。

3. **農場H A C C P導入推進強化事業 **【拡充】****

○ 農場H A C C Pの導入を推進するため、座学研修のほか、**多様性に富んだ農場に幅広く知識を応用するための実地研修を通じて指導を担う農場指導員を養成**し、地域における指導体制を強化します。

<事業の流れ>

国

定額、1/2以内

民間団体等

<事業イメージ>

<事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策>

関係者の連携

生産者、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師等が連携し課題を共有

農場カルテ・地域カルテの作成

農場及び地域における現状と課題の把握、地域検討会における多角的検討

対策計画の作成

カルテを踏まえた対策計画の策定

対策の確立・推進（**拡充内容**）

カルテを踏まえた専門獣医師によるコンサルティング

疾病の清浄化、生産性の向上、地域衛生レベルの向上

優良モデル確立 全国的に横展開

<事業3：農場H A C C P導入推進強化事業>

座学による研修

農場H A C C Pの取組を普及するために必要な指導上重要な知識・手法を習得

実地による研修

多様性に富む生産農場の指導を行うため、習得した知識・手法を的確に応用するための技術・ノウハウを習得

農場指導員の質の向上により、これまで以上の取組の普及に加え、指導強化による取組の定着を図る

農場H A C C Pの普及・定着による飼養衛生管理の強化

【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞

畜産農場の衛生関連情報を取り扱う電子システムを構築することにより、指導業務の効率化等を通じた農場における飼養衛生管理水準の向上及び家畜の伝染性疾患の発生時における迅速な防疫措置の実施を推進します。

＜事業目標＞

飼養衛生管理基準遵守率の向上

＜事業の内容＞

＜背景＞

- 平成30年9月、我が国でCSF（豚熱）が発生。
- 近隣諸国では、アフリカ豚熱や口蹄疫等の越境性疾病が発生しており、我が国への侵入リスクが高度に存在。
- 家畜伝染病予防法を改正し、畜産農場の飼養衛生管理向上及び都道府県が行う指導レベルの高位平準化を図るための法整備を実施。
- 現状の年1回程度の紙面を介した農場の衛生管理情報を把握する仕組みでは、タイムリーな情報収集及び指導に限界。指導業務の効率化等を行うための電子システムが必要。

＜事業内容＞

1. 飼養衛生管理情報通信整備事業【新規】

① 飼養衛生管理基準情報共有システム整備事業

スマートフォン、タブレット等の電子端末を用いて、飼養衛生管理状況に係る農家の自己点検結果及び獣医師等の確認結果並びに医薬品の使用状況等をオンラインで共有するシステム開発の調査研究・要件定義を実施します。

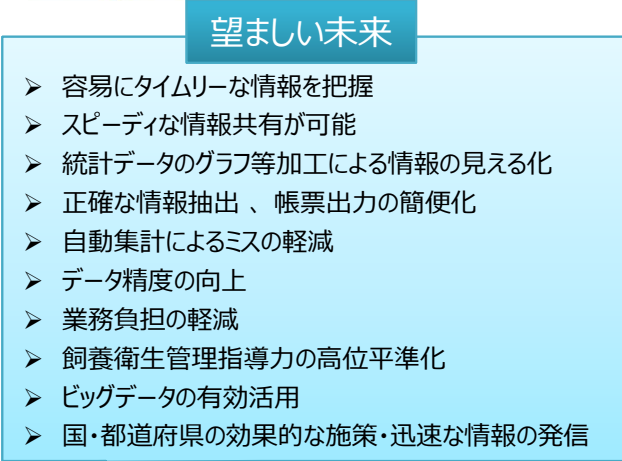
② システム開発推進委員会開催経費

畜産関係者等からなる開催推進委員会を設置し、システム開発に係る検討会を開催します。

＜事業の流れ＞



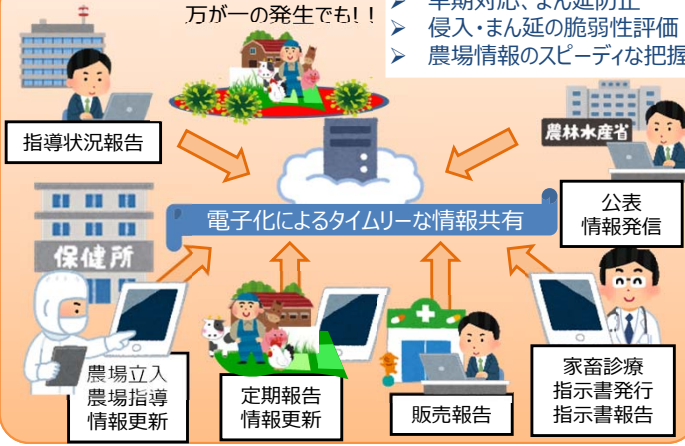
＜事業イメージ＞



調査研究・要件定義

- 生産者、獣医師、行政担当者等の畜産関係者に対する開発システムに求める機能の調査
- 国・都道府県が行う定期報告・飼養衛生管理基準等の全国的な業務内容及び業務フローの調査
- データベース（マスターを含む）データ項目等の開発システムに係る調査
- 畜産分野・医療分野において導入されている電子システムの調査、これらシステムとの連携による波及効果の調査
- 通信手段のルール、個人情報保護及びセキュリティポリシー等の調査

電子化後の姿



【お問い合わせ先】

消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病の適切な監視及び的確な診断体制を整備します。

＜事業目標＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の早期・適切な防疫措置の推進

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業【新規・拡充】

- ① 家畜の伝染性疾病的病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の防疫上重要な疾病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病的診断体制の整備に資するよう、**病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。**
- ② 家畜の伝染性疾病的診断体制強化
口蹄疫及びアフリカ豚熱について、**国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。**
- ③ 有効なサーベイランス体制構築
輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。

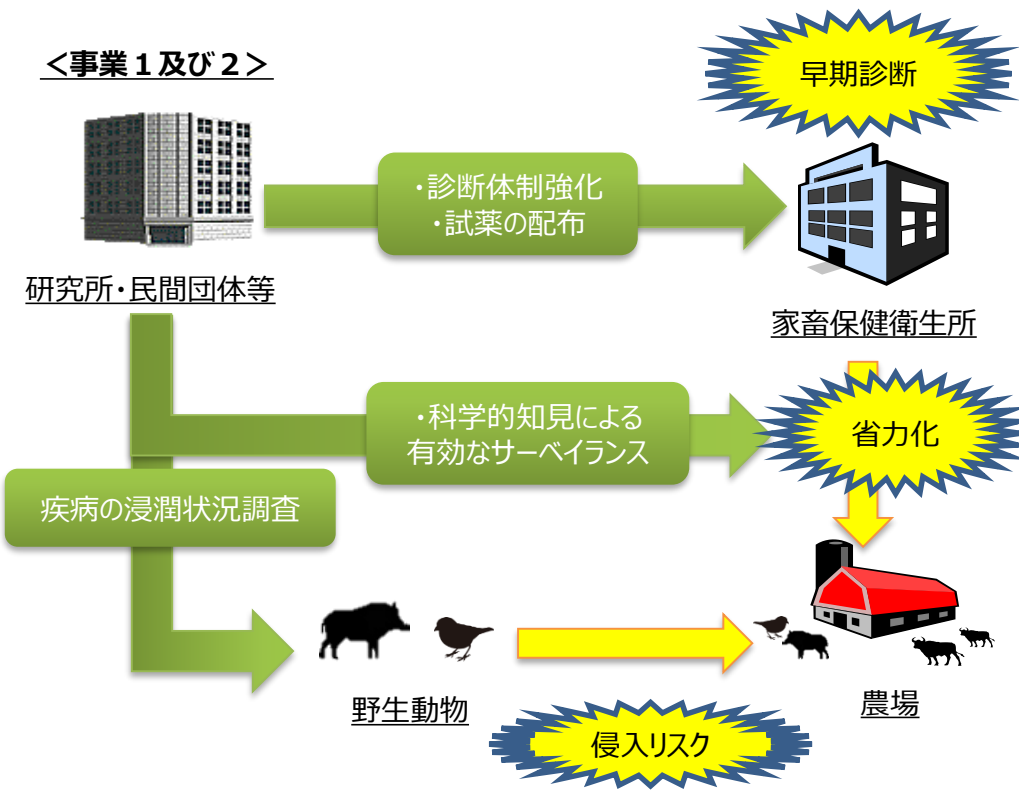
2. 野生動物監視体制整備事業【継続】

- 捕獲された野生動物から検査材料を採取し、**家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査します。**

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会馬術競技場における衛生管理事業委託費

【令和3年度予算概算要求額 5（5）百万円】

＜対策のポイント＞

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における馬術競技に際し、ダニによって媒介される馬ピロプラズマ症の我が国への侵入及びまん延を防止するため、**競技場のダニの生息調査及び駆除**を実施します。

＜政策目標＞

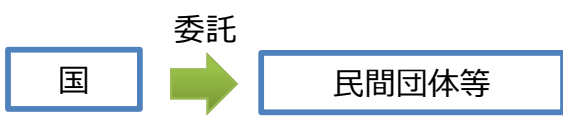
- 我が国における馬ピロプラズマ症の侵入及びまん延の防止
- 我が国の家畜衛生体制の信頼確保
- 円滑な馬術競技の実現による2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会成功への寄与

＜事業の内容＞

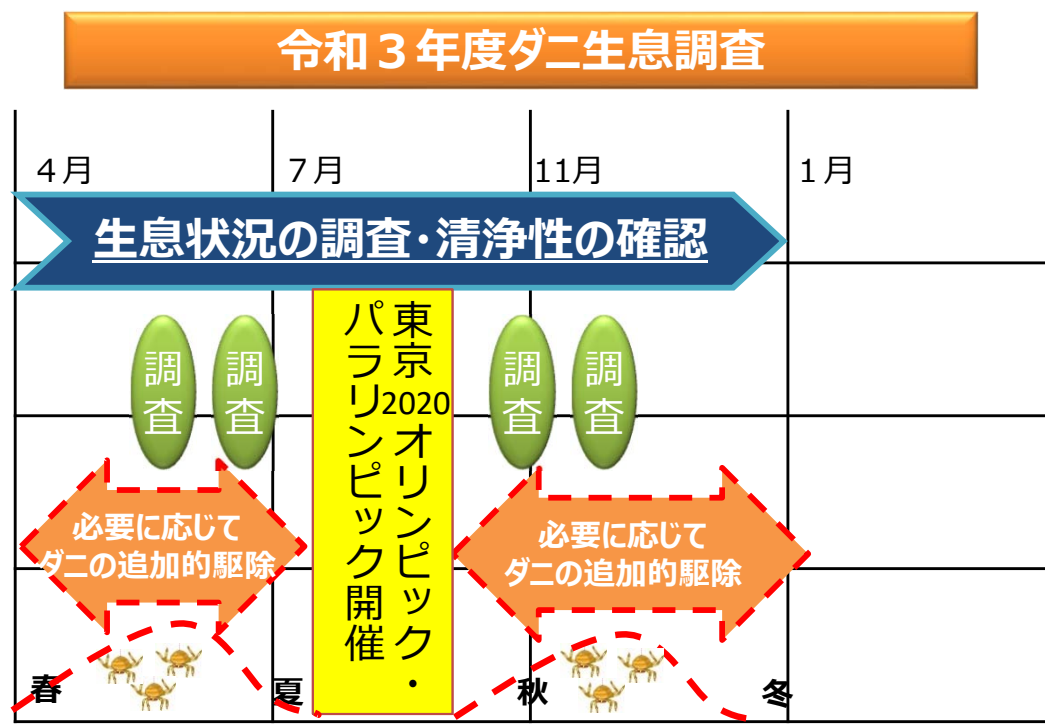
馬術競技場におけるダニの清浄性確保作業

- ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において馬術競技の会場となる馬事公苑及び海の森公園を対象区域とし、**ダニが活動する春及び秋にダニの生息調査を実施**します。
- ②ダニの生息調査により**ダニが確認された区域及び駆除が必要と判断された区域を対象に、ダニの駆除を実施**します。
- ③令和2年度までに実施されたダニの生息調査及び駆除によって確認された**競技場の清浄性を、大会が終了するまで維持・確保**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



- 平成28年度からダニの生息状況調査を開始し、清浄性を確認・維持。
- ダニの種類により活動時期が異なるため、複数回の生息調査を実施。
- 本大会終了後における馬ピロプラズマ症の清浄性を確保。

【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課（03-3502-8295）

＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、**OIE認定施設の国際的な活動**を支援します。

＜事業目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる疾病等への診断・対策強化による我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

1. OIE認定施設の国際的な活動の支援

- OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

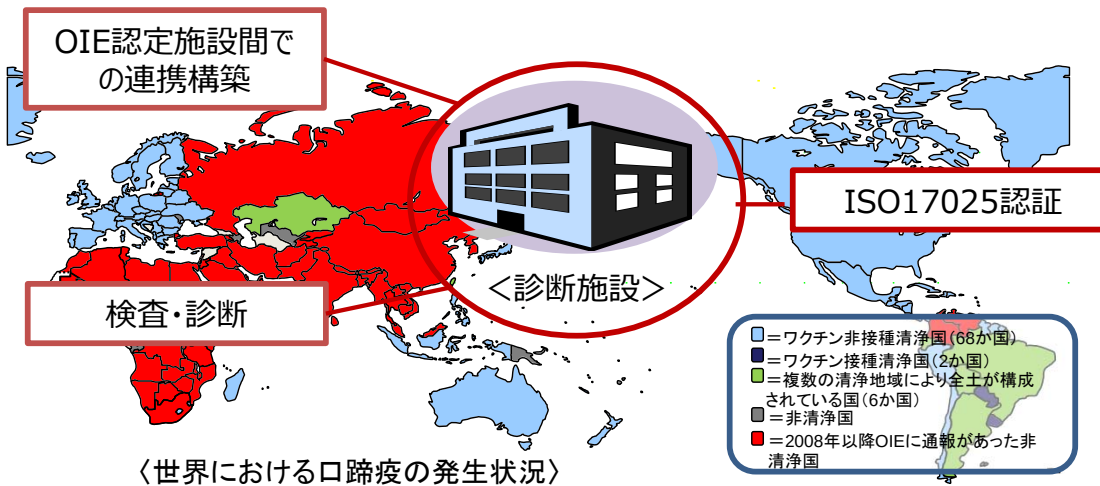
2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

- ISO 17025の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保

- 我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 家畜伝染病予防費負担金
- 家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う
- ① 家畜の検査等に必要な資材費、薬品費

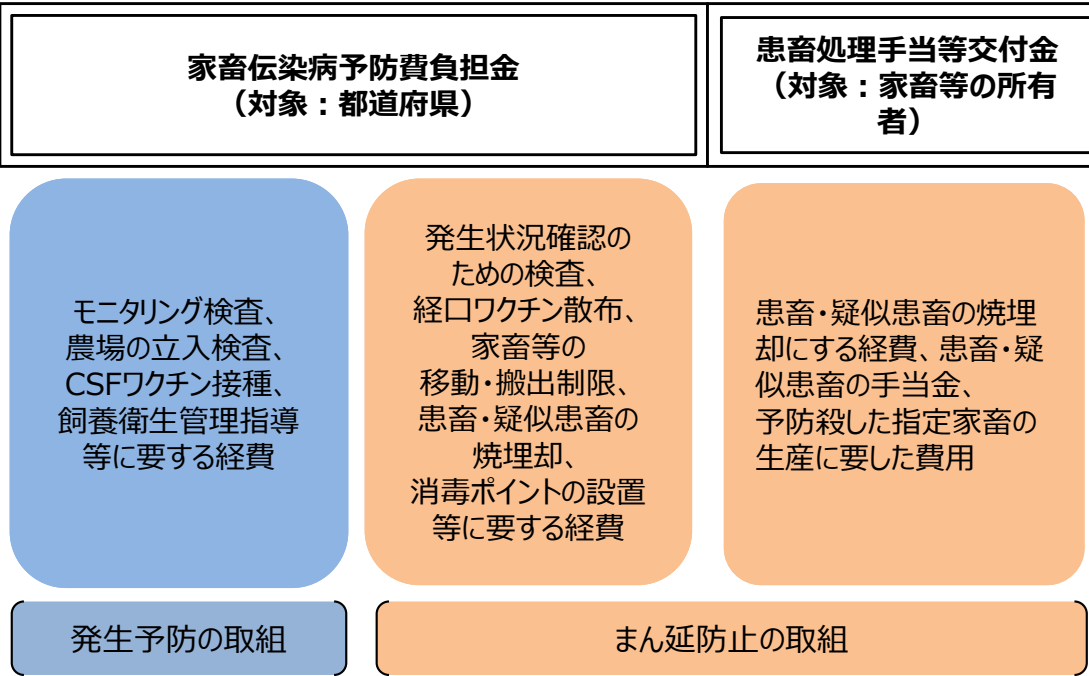
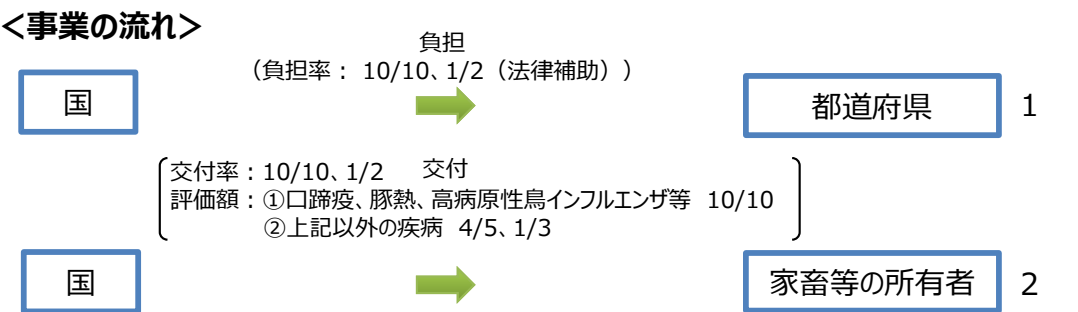
② 野生動物に対して使用するワクチンの購入費及び投薬に要した費用
(豚熱経口ワクチン散布)

③ 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費

④ 消毒ポイントの運営など消毒に要した経費

⑤ 家畜の伝染性疾病的のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費

⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。
2. 患畜処理手当等交付金
- 家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。
- また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、評価額全額を交付するとともに、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。



野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業

【令和3年度予算概算要求額 1,100（－）百万円】

<対策のポイント>

経口ワクチンの散布は、野生イノシシを介した豚熱のまん延防止に有効であることから、我が国における効率的かつ効果的な経口ワクチンの散布方法を確立するための実証を行います。

<事業目標>

○ 我が国における効率的かつ効果的な経口ワクチンの散布方法の確立

<事業の内容>		<事業イメージ>	
野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業 1,100（－）百万円		取組内容	未発生県への豚熱陽性イノシシ拡大防止を目的とするもの
① 全国協議会が行う、散布方法の実証のための取組に必要な豚熱経口ワクチンの購入の取組を支援します。 ② 県協議会が行う、散布方法の実証のための取組に必要な経口ワクチンの散布地点の選定・散布の取組を支援します。 ③ 県協議会が行う、散布方法の実証のための取組に必要な餌付け、回収に併せたデータ収集の取組を支援します。 ④ ②及び③の取組の省力化を図るため、センサーカメラやドローン等を活用した取組を支援します。		①経口ワクチン購入	家畜伝染病予防費で負担
		②散布地点選定・散布	家畜伝染病予防費で負担
		③餌付け・回収（データ収集）	本事業で支援
		④省力化	本事業で支援
		散布方法の実証を目的とするもの	
		本事業で支援	
		本事業で支援	

<対象地域>

①、②の事業：豚熱のワクチン接種推奨地域であって、散布方法の実証を行う地域。
（未発生県への豚熱陽性イノシシ拡大防止を目的とする取組は、家畜伝染病予防費により実施）。

③の事業：豚熱のワクチン接種推奨地域。

④の事業：豚熱のワクチン接種推奨地域。



<省力化の例>

【これまで】

地域の聞き取り情報から散布地点を決定

【これから】

上空のドローンや衛星から得られる画像情報を加え、散布地点を絞り込み

【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

<対策のポイント>

動物検疫体制を充実強化することにより、ASF（アフリカ豚熱）、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、水際措置に万全を期します。

<政策目標>

- 家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

<事業内容>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるASF、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されており、**我が国へのASF等の家畜の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実強化**に取り組みます。

家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）【拡充】

- ① **動植物検疫探知犬140頭体制を年度を通して維持**し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動を充実させるとともに、
- ② AIを活用したX線検査装置を用いた検査技術の開発、タブレットを活用した通訳サービスの導入、広報の拡充を行います。

<事業イメージ>



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際郵便局で活動する検疫探知犬>